

今年のパソコン税務

2001年 4月 1日開始事業年度より、パソコン関係の税務の取り扱いが変更されます。

1. 耐用年数の短縮

1) コンピュータ

	改正前	改正後
サーバー用以外のパソコン	6年	4年
その他のコンピュータ		5年

2) LAN設備

A. 総合償却か B. 個別償却かの選択適用

A. 総合償却	全体を一つの減価償却資産として6年(変更なし)		
B. 資産ごとに個別償却	サーバー	6年	5年
	端末機	6年	4年
	プリンター	5年(変更なし)	
	アプリケーションソフト	5年(変更なし)	
	ハブ・ルーター	10年(変更なし)	
	光ケーブル	10年(変更なし)	

総合から個別への変更は認められますが、逆は認められません。

2. 中小企業投資促進税制 期限が2002年 3月31日まで延長

1) 内容 A. 特別償却か B. 税額控除かの選択適用

前 提	資本金1億円以下の法人で物品賃貸業と大規模法人の子会社を除く。	
A. 特別償却	取得価額の合計額100万円以上	取得価額 × 30 %
B. 税額控除	1) 取得価額の合計額160万円以上	1) 取得価額 × 7 %
	2) リース費用の総額140万円以上かつ リース期間が5年以上かつ耐用年数以下のもの	2) リース費用の総額 × 60 % × 7 %

2) 取り扱い

今回の改正により、一般のパソコンは耐用年数4年のため、リース税額の控除が受けられなくなりました。

お見逃しなく！

- 取得価額100万円未満の資産の即時償却は、2001年 3月31日で廃止されました。
- パソコンのリース期間によっては、リース取引が売買とみなされます。

耐用年数	4年	5年	6年
適正リース期間	2~5年	3~6年	4~7年

売買とみなされた場合、リース料のうち減価償却限度額までが損金算入されます。